

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年10月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500151号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500039号

第1 結論

昭和52年4月から昭和53年3月までの請求期間、昭和54年4月から昭和56年3月までの請求期間及び昭和57年8月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年4月から昭和53年3月まで
② 昭和54年4月から昭和56年3月まで
③ 昭和57年8月から昭和60年3月まで

私は、国民年金に加入して以降、地区の納税組合を通じて、国民年金保険料を定期的に納付してきたが、国民年金の被保険者期間のうち、請求期間①は未納期間、請求期間②は未納期間と免除期間、請求期間③は免除期間と記録されている。請求期間においては、当時居住していたA町(現在はB市)のC納税組合を通じて国民年金保険料を定期的に納付していたので、請求期間を国民年金の保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B市は、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとするC納税組合について、請求期間当時、請求者の居住地に同組合は存在していたと回答している。

しかしながら、請求期間①について、請求者は、国民年金に加入して以降、地区の納税組合を通じて、国民年金保険料を定期的に納付していた旨陳述しているところ、A町の国民年金被保険者名簿によると、請求期間①以前の期間において、過年度納付された事跡が散見され、制度上、納付組織が過年度保険料を収納することはできないことから、請求者の陳述は不自然である。

また、請求期間②及び③について、前述の被保険者名簿によると、請求期間②の一部期間及び請求期間③は申請免除期間と記録されているところ、納税組合が申請免除期間に係る保険料を収納することは考え難い。

さらに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500175 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500072 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 8 月 23 日から昭和 50 年 10 月 1 日まで

請求期間について、A 社に勤務していたときの給与は毎月約 20 万円支払われていたにもかかわらず、標準報酬月額は当時の給与額と比べて低い額になっている。請求期間について標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、毎月約 20 万円の給与を A 社から支給されていた旨主張しているところ、同社が保管する請求者に係る雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）により、離職時前 6 か月の賃金額は 14 万円台から 17 万円台であり、オンライン記録で確認できる当該期間に係る標準報酬月額よりも高いことが認められる。

しかしながら、A 社が保管する請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金基金加入員資格取得および標準給与決定通知書」によると、請求期間に係る標準報酬月額及び標準給与月額の記録は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している上、事業主は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除したと回答している。

また、A 社は、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 49 年当時、B 業務員については、ほぼ 7 万円の報酬月額（標準報酬月額 7 万 2,000 円）で資格取得の届出を行っていたと回答しているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同年 1 月から 12 月までの期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 22 人のうち 21 人の資格取得時の標準報酬月額は、請求者と同様に 7 万 2,000 円と記録されており、請求者の標準報酬月額のみが低額であった事情はうかがえない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、前述の被保険者名簿により、請求期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会したが、請求期間当時の給与明細書等の資料を保管していないことから、請求者のその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる関連資料を得ることができない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。